

令和6年能登半島地震により 被害を受けられた皆さまへ

令和6年1月19日

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当共済組合の長期給付事業における災害にかかる取扱いについてお知らせします。

1 届書等の提出期限の延長について

誕生日が1月1日から5月31日までの間にある年金受給者の方で、災害救助法の適用地域に令和6年1月1日において住所を有する方が提出する次の届書等の提出期限を令和6年6月30日までに延長します。

(1) 現況届書

- ① 年金を受給されている方について、引き続き年金を受給する権利があるかを確認するための届書です。
- ② 現在受給されている年金に加給年金額が加算されている方について、引き続き加給年金額の対象となっている方の生計を維持しているかを確認するための届書です。

(2) 診断書

障害年金を受給されている方について、障害の状態に応じて予め指定した年に、引き続き障害年金を受給できる障害の状態にあるかを確認するためのものです。

2 年金の受取金融機関の対応について

年金の受取金融機関の預金通帳、印鑑、キャッシュカード等を亡失された方は、その金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。

なお、ご相談の際は、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認できるものをご持参ください。

3 その他、年金に係る手続について

年金に係る手続（年金証書等の再交付、関係書類の送付先等）についてお困りのことがございましたら、当共済組合年金相談窓口（電話：03-3261-9850）までご相談ください。

※ 電話による受付時間は、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時～午後5時です。